5　バングラデシュ人民共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してバングラデシュ人民共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためバングラデシュ人民共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　バングラデシュ人民共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　JICAについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してバングラデシュ人民共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してバングラデシュ人民共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してバングラデシュ人民共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のための供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してバングラデシュ人民共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

8　バングラデシュ人民共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びバングラデシュ人民共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　バングラデシュ人民共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びJICAに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11　付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をバングラデシュ人民共和国政府に代わって確認される貴官の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千十三年二月二十日にダッカで

バングラデシュ人民共和国駐在

日本国特命全権大使　佐渡島志郎

バングラデシュ人民共和国

財務省経済関係局次官

ムハンマド・アブル・

カラム・アザド殿

付表

（限度額）

1　ベラマラ・コンバインドサイクル火力発電所建設計画　四百十四億八千万円

2　ダッカ都市交通整備計画（I）　百四億七千七百万円

3　全国送電網整備計画　百八十七億三千六百万円

総額　七百六億九千三百万円

（バングラデシュ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をバングラデシュ人民共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年二月二十日にダッカで

バングラデシュ人民共和国

財務省経済関係局次官

ムハンマド・アブル・

カラム・アザド

日本国特命全権大使　佐渡島志郎閣下

## ○外務省告示第七十号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十五年二月二十六日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

平成二十五年三月十二日

外務大臣　岸田　文雄

| 失効年月日 | 発行年月日 | 旅券番号 |
|---|---|---|
| 平成25年2月26日 | 2011年3月23日 | TK411237 |

## ○財務省
## ○農林水産省
## ○経済産業省告示第一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年三月十二日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　林　芳正

経済産業大臣　茂木　敏充

1　株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1)　変更事項

| 変更前 | 変更後 |
|---|---|
| 営業所又は事務所の名称：高岡支店<br>郵便番号：933―0021<br>所在地：富山県高岡市下関町2番10号<br>電話番号：0766―25―5431 | 営業所又は事務所の名称：高岡支店<br>郵便番号：933―0912<br>所在地：富山県高岡市丸の内2番6号<br>電話番号：0766―25―5431 |

(2)　変更年月日

平成25年4月15日

(3)　変更の理由

移転のため

## ○厚生労働省告示第四十四号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則（平成十六年厚生労働省令第五十一号）第二十四条（同令第三十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、救済給付の現価に相当する額の算定方法（平成十六年厚生労働省告示第百八十七号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。ただし、同日前に請求された救済給付の現価に相当する額の算定については、なお従前の例による。

平成二十五年三月十二日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表第二から別表第四までを次のように改める。

**別表第2**

| 年齢 | 性別 | |
|---|---|---|
| | 男子 | 女子 |
| 18歳以上　18歳6月以下 | 25.0300 | 25.1122 |
| 18歳6月を超え19歳6月以下 | 24.7930 | 24.9305 |
| 19歳6月を超え20歳6月以下 | 24.5505 | 24.7435 |